

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	529
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ( 〃 )	530
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ( 〃 )	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ( 〃 )	531
○生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 ( 〃 )	532

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 (地域福祉推進課)	532
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の廃止 ( 〃 )	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 ( 〃 )	533
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の廃止 ( 〃 )	〃

## 公 告

○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	〃
---------------------	---

## 人 事 委 員 会

○委員長の選任	〃
○委員長職務代理者の指定	〃

## 告 示

### 京都府告示第383号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年 月 日
由良産婦人科 石原分院	福知山市石原1丁目15	由良 善子	令 5. 5. 1
安井歯科医院	亀岡市北町16	安井 明平	3. 7. 1
亀岡市立病院 訪問看護ステ ーション	〃 篠町篠野田1の1	亀岡市	5. 4. 1
医療法人いち まる整形外科 クリニック	長岡京市長岡2丁目1の 32 グランジェ長岡京1 F	医療法人い ちまる整形 外科クリニ ック	5. 6. 1

やっぴ眼科クリニック	京田辺市山手中央1の2 松井山手駅前ビル303号	谷井 啓一	5. 7. 1
網野ゆう薬局	京丹後市網野町網野小字 福田後99の9	株式会社京 北調剤薬局	〃



京都府告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
安測眼科医院	新 京田辺市田辺中央6の3の1 近鉄新田辺西ビル6F	安測 幸雄	平 15. 4. 26
	旧 〃 〃 津田40の2 近鉄新田辺西ビル6F		



京都府告示第385号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
富田歯科医院	福知山市堀小字法川1912の5	富田 一郎	令 5. 5. 31
黒庄薬局	〃 字東長56	吉田 理眞子	5. 5. 10
医療法人社団神野医院	宇治市木幡赤塚20	医療法人社団神野医院	平 30. 3. 31
安井歯科医院	亀岡市北町16	安井 明平	令 3. 6. 30
森本医院	長岡京市天神1丁目12の12	森本 英夫	5. 1. 31
いちまる整形外科クリニック	〃 長岡2丁目26の13	市丸 宏三	5. 5. 31



京都府告示第386号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
ケアマネジメント真心LLC合同会社	居宅介護支援	ケアマネジメント真心	新 木津川市相楽大徳35の1 第1マークビル4-3	令 4. 9. 1
			旧 〃 木津清水45の1	



京都府告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	廃 止 年月日
富田 一郎	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	富田歯科医院	福知山市堀小字法川1912の5	令 5. 5. 31



京都府告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
山本 竜也	あいあい整骨 院	宇治市広野町一里山34の 5 Y・Bエスレート1 -B	令 5. 6. 11



京都府告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	廃 止 年月日
川勝 岳人	フレアス在宅 マッサージ京 都右京区	京都市右京区嵯峨明星町 22	令 5. 4. 14



京都府告示第390号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
由良産婦人科 石原分院	福知山市石原1丁目15	由良 善子	令 5. 5. 1
安井歯科医院	亀岡市北町16	安井 明平	3. 7. 1
亀岡市立病院 訪問看護ステ ーション	// 篠町篠野田1の1	亀岡市	5. 4. 1
医療法人いち まる整形外科 クリニック	長岡京市長岡2丁目1の 32 グランジェ長岡京1 F	医療法人い ちまる整形 外科クリニ ック	5. 6. 1
やつい眼科ク リニック	京田辺市山手中央1の2 松井山手駅前ビル303 号	谷井 啓一	5. 7. 1
網野ゆう薬局	京丹後市網野町網野小字 福田後99の9	株式会社京 北調剤薬局	//



京都府告示第391号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所 在 地	開設者名	変 更 年月日
安瀾眼科医院	新 京田辺市田辺中央6の 3の1 近鉄新田辺西 ビル6 F	安瀾 幸雄	平
	旧 // // 津田40の 2 近鉄新田辺西ビル 6 F		

京都府告示第392号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
富田歯科医院	福知山市堀小字法川1912の5	富田 一郎	令 5. 5. 31
黒庄薬局	〃 字東長56	吉田 理眞子	5. 5. 10
医療法人社団神野医院	宇治市木幡赤塚20	医療法人社団神野医院	平 30. 3. 31
安井歯科医院	亀岡市北町16	安井 明平	令 3. 6. 30
森本医院	長岡京市天神1丁目12の12	森本 英夫	5. 1. 31
いちまる整形外科クリニック	〃 長岡2丁目26の13	市丸 宏三	5. 5. 31

京都府告示第393号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
ケアマネジメント真心LLC合同会社	居宅介護支援	ケアマネジメント真心	新 木津川市相楽大徳35の1第1マークビル4-3	令 4. 9. 1
			旧 〃 木津清水45の1	

京都府告示第394号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
富田 一郎	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	富田歯科医院	福知山市堀小字法川1912の5	令 5. 5. 31

## 京都府告示第395号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
山本 竜也	あいあい整骨院	宇治市広野町一里山34の5 Y・Bエステート1-B	令 5. 6. 11

## 京都府告示第396号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
川勝 岳人	フレアス在宅マッサージ京都右京区	京都市右京区嵯峨明星町22	令 5. 4. 14

## 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年7月25日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第622号	令 5. 7. 14	京都府乙訓土木事務所	長岡京市長岡三丁目40の1、市有地	m 26.8	m 最小 4.0 最大 4.0

## 人 事 委 員 会

## 京都府人事委員会告示第96号

令和5年7月13日開催の人事委員会会議において、同日付けで下記の委員を委員長に選任した。

令和5年7月25日

京都府人事委員会  
委員長 坂 田 均

記

委員 坂 田 均

## 京都府人事委員会告示第97号

令和5年7月13日付けで、下記の委員を委員長職務代理者に指定した。

令和5年7月25日

京都府人事委員会  
委員長 坂 田 均

記

委員 田 原 博 明